

令和 8 年度琴浦町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

琴浦町は、鳥取県の中部に位置しており、北は日本海、南は大山、船上山等を背に、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に、水田地帯での水稻、丘陵地帯に広がる畑の梨・ぶどうを中心とした果樹や、白ねぎ、ブロッコリー等を中心とした露地野菜、ミニトマト、すいか等を中心とした施設園芸及び町内全域に点在する酪農・肥育牛等、地域の自然条件を活かした多様な農業が営まれている。

海岸部から中山間部までの緩・急傾斜地に形成された水田では、大山水系の清流に育まれた稲作が行われており、転換作物では飼料作物、ブロッコリー栽培が意欲的に取り組まれている。

しかし、農業者の高齢化や後継者不足により、今後、荒廃農地が増加することが懸念されている。家族経営を含む多様な担い手の確保、認定農業者や集落営農組織を中心とした営農推進を行い、土地利用効率の向上を図っていく必要がある。琴浦町は谷筋が多いこともあり、水田の平均水張面積が 16 a 程度と小区画であり、高低差があるために畦畔の面積が大きい等条件の悪い農地も多い。今後は高齢化等により耕作できなくなる小規模農家が増えていくことも懸念されているが、地域の農地を維持していく意味でも、担い手に農地を集積していくことを推進し、効率的に農地を有効活用していく必要がある。

昨今、政策的な担い手農業者への集約化が進んでいる中で、非担い手の一般農業者に対する支援が薄くなっているが、担い手農業者だけで農地全体を維持していくことは難しく、非担い手農家も含めて生産意欲を維持・向上していく必要がある。

また、集落営農組織については、中山間地を中心に地域の農業振興及び農地維持に大きく寄与している。水稻に依存した経営からの転換を図り、これまでも戦略作物やそば等への転換を進めてきた。構成員が年々高齢化してきた中においても、地域農業や農地を守っていく担い手として、組織を継続的に運営していくことが期待される。

今後も、集落営農組織の育成を推進し、圃場の団地化による機械の効率的利用と省力化の生産体系の確立を目指す。また、農業経営基盤強化促進法に基づき策定する地域計画を踏まえた担い手への農地利用の集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構との連携を図る。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町では、畜産業が盛んなこともあり、畜種農家の飼料作物や耕種農家の飼料用米・飼料用稲を始めとして、以前から水田の作付転換には積極的に取組んでおり、二毛作を含めた水田フル活用の取組を推進してきた。近年、高齢化や後継者不足等により離農する農業者が年々増加する中、畜産農家が中心的な受け皿となって飼料作物等を作付けしてきたことにより、遊休農地化の拡大抑制に大きく寄与してきたところであり、今後も地域農業の担い手として大いに期待されている。

その他にもブロッコリー、白ねぎや芝など高収益作物への作付転換が進んでいるが、特にブロッコリーについては、1市4町に跨がるJA鳥取中央管内全体で作付面積が148ha（令和2年）から209ha（令和7年）に拡大しており、主産地として今後ますます規模拡大が進むものと見込まれる。

現状では、これらの畑作物は畑地帯での作付が中心だが、条件の良い畑地にも限りがあるため、今後規模を拡大していく上では水田の作付転換をより一層進めていくことが必要となる。畑作物への転換を進める上で1番の課題となるのが排水対策であり、大雨・長雨時の湿害等を回避し安定的な経営を図るため、排水対策技術の確立と定着をさらに推進するとともに、地力増進作物による土壌改良を進め、水田での規模拡大を促進していく。

また、農業委員会、農地中間管理機構等関係機関と連携しながら、作目による農地の集約化や再生利用可能農地の再生・活用を検討し、経営の効率化と安定化、規模拡大の推進を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稻・畑作物を問わず、水田農業においては水路や法面の管理が伴うが、農業者の高齢化・後継者不足の流れの中で、栽培管理よりも水路・法面管理の方が大きな負担となっている。集落単位で行う人・農地に関する話合いの場でも、中山間地域では負担の軽減策についての話も出ており、管理すべき範囲を狭めるために荒廃農地の非農地化を検討するような意見も見られた。また、担い手農業者としては、規模拡大の意向はあるものの、機械の大型化と区画狭小により耕作に向かない農地が多く借受けられないという意見であった。

今後は、荒廃農地の非農地化の他にも、芝や飼料作物など定着が見込まれる連担した圃場群の畑地化について生産組合等が中心となり検討を進め、畑地化による水路・法面管理作業の負担軽減や区画の拡大による耕作条件の改善も検討していく。

ただし、連続した水路系統においては、部分的な畑地化は残りの区域の管理作業が増大する可能性があり、これまでも畑作物栽培には既存の水路機能を活用して灌水が行われていることから、畑地化による水路機能の喪失がその後の耕作状況の変化に対応できなくなることも考えられる。畑地化の検討については、耕作者、農地所有者の今後の水稻作付の意向を踏まえたブロックローテーション体系の構築や地域的条件の整理・広範囲での所有者を含めた合意形成・中長期的なビジョンを確認し、地域の水稲作付に影響を与えないよう慎重に行う必要がある。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

従来種であるコシヒカリ、きぬむすめ、ひとめぼれに、高温障害の影響を受けにくい新品種として期待される星空舞を加えた4品種を中心として、県農業再生協議会により示される米の生産数量の目安を基に鳥取中央農業協同組合と協議・調整し、需要に応じた米生産を進める。また、関係機関と連携して適切な肥培管理や適期作業の推進により、収量確保と玄米品質の向上を図る。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

畜産業が盛んな本町における飼料価格高騰に伴う飼料用米の需要量増加などに対応するため、飼料用米の作付の取組を継続する。需要量に応じた供給を図るため、本地域で確保が可能な多収品種の作付に取り組むと共に、基幹防除の徹底、堆肥や土壌改良材の施用による土づくり及び適切な生育診断に基づき行う追肥を含めた肥料の施用を推進し、生産安定と収量の増加を図る。また、担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。販路については、農業協同組合と連携していくことで耕畜連携を推進し、計画的に販路の確保を行い、併せて作付面積の拡大を図る。

イ WCS 用稲

畜産農家の自給飼料確保と稲作農家の主食用米からの転換による水田有効活用を図るため、農地の担い手への利用集積を図り、耕畜連携を推進する。また、畑作物の作付が困難な湿田でも作付が可能であるという利点を生かし、地域の畜産農家の需要に見合った生産の推進を図る。

(3) 麦、大豆、飼料作物

担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。

ア 麦

契約者からの需要に応え、パン用に適した品種を栽培し、より品質の高い小麦の生産に努める。また、湿害回避のための栽培管理の徹底、適期作業の遵守や基幹防除の徹底を進め、収量・品質を確保する。

イ 大豆

サチユタカを中心に栽培し、豆腐・油揚げの加工を行う農業協同組合の加工所へ供給し、直販店・直売所等での販売を行う。また、団地化を推進することによりコスト低減を図るとともに、明渠等排水対策の徹底や、基本技術の励行推進により、収量の確保及び品質の向上を図る。併せて、担い手への農地集積を進め規模拡大を図る。

ウ 飼料作物

優良品種の導入、草地の適期更新等を通じた栽培管理を行い、単収の向上を図る。また、労働負担、機械投資負担の軽減のため、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成し、飼料生産の組織化を推進するとともに、効率的な飼料生産体制を確立し、良質な自給飼料の確保を図る。併せて、担い手への農地集積を進め規模拡大を図る。また、二毛作による作付を推進することにより、自給飼料のさらなる増産や農地の有効活用、耕畜連携の推進による畜産農家の飼料価格高騰に伴う経営コスト低減や堆肥還元の推進を図る。

(4) そば

実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

また、担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。

(5) 地力増進作物

ブロッコリー、ミニトマトなどの連作障害防止など高収益作物の生産量の維持・増加を図るため、高収益作物の圃場に対し計画的に作付を行う。

(6) 高収益作物（園芸作物等）

ミニトマト、すいか、メロン、いちごを中心とするハウス施設を利用した作物をはじめ、白ねぎ、ブロッコリー等有望な露地野菜を重点的に推進する。推進にあたっては、担い手を中心とした生産振興や灌水施設を有効活用することで産地としての出荷量を確保すると共に、トレーサビリティによる「安全・安心」な野菜を消費者に供給する。また、さまざまな機会を捉えた積極的な産地PRを展開し、県内外に琴浦ブランドの認知度を高めると共に、販売促進を図る。

芝については、高品質な新品種の芝であるグリーンバードJ等の導入と併せ、地力増進作物による土壌改良を進め、生産量の増加を目的とした改植を推進すると共に、農薬の安全使用、機械化・出荷作業の共同化等を推進することで、鳥取県の芝ブランドの維持向上及び販売促進を図る。

また、担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

別紙のとおり

6 課題解決に向けた取組及び目標

別紙のとおり

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	508.5	0	512.1	0	530	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	7.3	0	4	0	40	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	83.3	0	63.4	0	70	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0.8	0	0.8	0	2	0
大豆	9.1	0	9.1	0	10	0
飼料作物	327.8	0	326	0	420	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	9.2	0	9.2	0	4	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	5	0
高収益作物	92.1	0	91.3	0	100	0
・野菜	47.9	0	47.8	0	55	0
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	44.2	0	43.5	0	45	0
その他	0	0	0	0	0	0
	—	—		—	—	—
畑地化	47.2	0	1.9	0	165	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマト、キャベツ、たまねぎ、スイートコーン、芝	地域振興作物作付助成	地域振興作物の作付面積	（令和 7 年度） 77.6ha	（令和 8 年度） 100.0ha
2	整理番号1の地域振興作物、大豆、飼料用米、WCS用稲、飼料作物、そば（基幹作）	担い手作付加算	担い手の作付面積 担い手の作付面積割合	（令和 7 年度） 317.8ha (59%)	（令和 8 年度） 485.0ha (75.0%)
3	飼料用米（基幹作）	飼料用米単収向上対策助成	単収向上対策実施面積 （基準単収達成率）	（令和 7 年度） 2.9ha (71.4%)	（令和 8 年度） 40.0ha (60.0%)
4	地域振興作物 （整理番号 1 と同じ）	地域振興作物排水対策助成	排水対策の取組面積	（令和 7 年度） 7.1ha	（令和 8 年度） 20.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 鳥取県

協議会名: 琴浦町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物作付助成	1	10,000	白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマト、キャベツ、たまねぎ、スイートコーン、芝	販売を目的とし、販売実績がある又は予定していること 1圃場につき年1回まで
2	担い手作付加算	1	7,000	整理番号1の地域振興作物、大豆、飼料用米、WCS用稲、飼料作物、そば	作付面積1ha以上の圃場に対し1圃場あたり年1回まで 取組計画書が受理されている など
3	飼料用米単収向上対策助成	1	3,000	飼料用米	取組計画書が受理されている 出穂以後の追肥、標準単収値以上の収穫量 など
4	地域振興作物排水対策助成	1	4,000	地域振興作物 (整理番号1と同じ)	機械等を利用した排水対策を実施 販売を目的とし、販売実績がある又は予定していること 1圃場につき年1回まで

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。